目 次

1.	会期日程表		1
2.	平成28年6	月2日(木曜日)	5
3.	議事日程		5
4.	開 会 …		8
5.	日程第1	会議録署名議員の指名	8
6.	日程第2	会期の決定	8
7.	日程第3	市長あいさつ	9
8.	日程第4	市長提出議案上程(議第48号から議第55号まで)	11
9.	日程第5	提案理由の説明	12
10.	日程第6	報告 (5件)	16
11.	日程第7	市長提出議案審議(質疑・討論・採決) (議第54号)	20
12.	日程第8	市長提出議案審議(質疑・討論・採決) (議第55号)	27
13.	日程第9	議案の委員会付託	27
14.	日程第10	閉会中の継続審査の件について	29
15.	閉 会 …		30

平成28年第2回玉名市議会臨時会会期日程 (会期 6月2日の1日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
6	2	木	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 市長提出議案審議 議案の委員会付託 閉会宣告

第 1 号 6月2日(木)

平成28年第2回玉名市議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成28年6月2日(木曜日)午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程(議第48号から議第55号まで)
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告(5件)
- 日程第7 市長提出議案審議(質疑・討論・採決) (議第54号)
- 日程第8 市長提出議案審議(質疑・討論・採決) (議第55号)
- 日程第9 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程(議第48号から議第55号まで)
 - 議第48号 専決処分事項の承認について 専決第3号
 - 議第49号 専決処分事項の承認について 専決第4号
 - 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第5号
 - 議第51号 専決処分事項の承認について 専決第6号
 - 議第52号 専決処分事項の承認について 専決第8号
 - 議第53号 専決処分事項の承認について 専決第9号
 - 議第54号 上告の提起および上告受理の申し立てについて
 - 議第55号 固定資産評価委員の選任について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告(5件)
 - 報告第3号 平成27年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 報告第4号 平成27年度玉名市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 報告第5号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
 - 報告第6号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について
 - 報告第7号 専決処分の報告について

日程第7 市長提出議案審議

議第54号 上告の提起および上告受理の申し立てについて

日程第8 市長提出議案審議

議第55号 固定資産評価員の選任について

日程第9 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第10 閉会中の継続審査の件について

閉会宣告

出席議員(24名)

1番	北	本	将	幸	君	2番	多日	多田隈		$\stackrel{-}{-}$	君
3番	松	本	憲	<u> </u>	君	4番	德	村	登記	忠郎	君
5番	城	戸		淳	君	6番	西	JII	裕	文	君
7番	嶋	村		徹	君	8番	内	田	靖	信	君
9番	江	田	計	司	君	10番	田	中	英	雄	君
11番	横	手	良	弘	君	12番	近	松	恵美子		さん
13番	福	嶋	譲	治	君	14番	宮	田	知	美	君
15番	前	田	正	治	君	16番	作	本	幸	男	君
17番	森	Ш	和	博	君	18番	髙	村	兀	郎	君
19番	中	尾	嘉	男	君	20番	田	畑	久	吉	君
21番	番 小屋野		幸	隆	君	22番	竹	下	幸	治	君
23番	吉	田	喜	德	君	24番	永	野	忠	弘	君

欠席議員(なし)

-

事務局職員出席者

 事務局長
 堀内政信君
 事務局次長
 荒木 勇君

 次長補佐
 平川伸治君
 書記
 松尾和俊君

 書記
 国田享助君

説明のため出席した者

 市
 長
 髙
 哲
 哉
 君
 副
 市
 長
 斉
 藤
 誠
 君

 総
 務
 部
 長
 見
 君
 企画経営部長
 原
 口
 和
 義
 君

小 山 眞 二 君 市民生活部長 健康福祉部長 村上隆之君 産業経済部長 吉 永 訓 啓 君 建設部長 礒 谷 章 君 企業局長 今 田 幸 治 君 会計管理者 北本義博君 教育委員長 教 育 長 桑本隆則君 池 田 誠 一 君 伊 子 裕 幸 君 教育部長 監査委員 坂 口 勝 秀 君

○議長(永野忠弘君) おはようございます。

ただいまから、平成28年第2回玉名市議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、申し上げます。

去る、4月14日に発生いたしました熊本地方を震源とする一連の地震活動であります「平成28年熊本地震」は、マグニチュード7.3、最大震度7という、九州ではいまだかつて経験したことがない揺れを観測し、本県や、お隣の大分県を中心に、九州地方の広い範囲に甚大な被害をもたらしました。熊本県内における、この一連の地震による死者は49名、また、震災関連死により亡くなったとみられる方は20名に上っております。

玉名市議会といたしましても、本日ここに弔意を表明し、犠牲となられた多数の方々に対し哀悼の意を表しますとともに、長期化する避難生活を余儀なくされるなど、被災された皆さま方に、心からお見舞い申し上げる次第であります。

あわせて、地震の早期終息と、被災された方々の生活再建と復興、そして、地域住民の皆さま方が一日も早く平穏で安泰な元の暮らしに戻れますことを、強く願ってやみません。

それでは、この突然の地震でお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上 げ、全員で黙祷をささげたいと存じます。

それでは、全員、御起立願います。

黙祷。

(全員起立 黙祷)

黙祷を終わります。

着席をお願いします。

これより、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(永野忠弘君) 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。 6番議員 西川裕文君、7番議員 嶋村徹君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(永野忠弘君) 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの臨時会の会期については、6月1日の議会運営委員会の結論に基づき、本日6月2日の1日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(永野忠弘君) 御異議なしと認めます。よって会期は、本日6月2日の1日間 に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長(永野忠弘君) 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

市長 髙嵜哲哉君。

「市長 髙嵜哲哉君 登壇」

〇市長(髙嵜哲哉君) おはようございます。

本日は、平成28年玉名市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。開会に当たりまして、 一言ごあいさつを申し上げます。

平成28年度、最初の議会でございます。出席しております部長も4月の定期人事異動によって若干変わり、新しい執行部体制でスタートしております。職員ともどもよろしくお願い申し上げます。

4月14日及び16日に発生しました「平成28年熊本地震」から一月半が経過しました。この熊本地震は、平成7年の阪神・淡路大震災で未曽有の災害をもたらした兵庫 県南部地震と同規模以上と言われています。

風水害への対策は日々行なっていますが、ここ熊本県は比較的地震の少ないところと言われており、地震といった部分には虚を突かれた感があり、自然の猛威はこうも大災害をもたらすものかと改めて感じざるを得ませんでした。

この地震により、震災関連死を含めとうとい命を奪われた多くの方々、そして御家族、御親族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されいまだ避難所生活を余儀なくされている多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。また、被災地で支援活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、皆さまの安全と1日も早い復興そして復旧を心からお祈り申し上げます。

震災後、本市にも多方面から御支援をいただきました。外務省からは職員を派遣いただき、国への直接のパイプ役となって御尽力をいただきました。熊本、兵庫、京都の陸上自衛隊からは給水活動の御支援をいただきました。さらには福島県相馬市を初め、全国から義援金やお見舞いの言葉をいただいております。玉名市民を代表し、この場を借

りまして厚くお礼を申し上げます。

本市におきましては、人命にかかわるような被害は発生しておりませんが、地域によっては家屋や石垣の倒壊、また屋根瓦の損壊も数多く発生し、市民会館ホール等の公共施設や市の文化財にも被害を受けたところでございます。さらには、断水等によってライフラインに影響が出た地域もございました。また本震の日には、避難所への避難者数が3,125名にも上ったところでございます。

市といたしましては、14日の前震後すぐに玉名市災害対策本部を立ち上げ、5月6日に玉名市災害警戒本部に移行するまで19回の対策本部会議を開催し、対応してきたところでございます。防災安全課の職員はもちろんのこと、多くの職員が昼夜を問わず、給水活動、被災者の相談窓口や避難者への対応等を行なってきたところでございます。6月1日からは熊本地震に関係する総合的な窓口として、熊本地震被災者支援課を新たに設置し、対応しているところでございます。

本市は、今回の熊本地震に対し、新たな市単独の補助制度を設けました。災害救助法や被災者生活再建支援法が適用されない本市被災者の方々を対象に、住宅や倉庫等の復旧工事に対し交付する被災住宅等復旧事業補助金、農地災害復旧に対して交付する玉名市農地小規模災害復旧事業補助金を、本市単独の補助金制度として新たに創設し、専決処分させていただきました。今回の地震で被害を受けられた方々に少しでも支えになれたらと思うところでございます。今回の地震による災害が激甚災害に指定されたところではありますが、まだ国からの支援が十分だとは言えない状況にあります。今後も玉名市長として、熊本県市長会会長として、国や国会議員の方々へさらなる充実した支援制度を要望していきたいと思うところでございます。

また、九州、特に熊本県におきましては、今回の地震の影響で風評被害による宿泊客が激減している状況にあります。温泉地である本市への影響もはかり知れないものがございます。先月20日には、東京都丸の内におきまして、風評被害対策緊急プロモーション「今こそ九州観光」と題して、玉名温泉・小天温泉はもちろんのこと菊池川でつながる菊池温泉・山鹿温泉の菊池川温泉郷や装飾古墳群、歴史遺産など県北の魅力をアピールしてきたところでございます。今後も風評被害への対策を積極的に行ない、九州、熊本そして玉名の魅力をPRし、観光客の誘客につなげていきたいと思っているところでございます。

現在、だんだんと終息に向かっているとは思いますが、余震がまだまだ続いています。 議員各位、そして市民の皆さまにおかれましては、今後も余震に十分注意していただき ますよう、お願いを申し上げます。

さて、本議会に御提案しておりますのは、専決処分案件として平成27年度玉名市一般会計補正予算1件、平成28年度玉名市一般会計補正予算2件、玉名市税条例等の一

部を改正する条例の制定についてなど3件、人事案件といたしまして固定資産評価員の 選任について1件、その他といたしまして上告の提起及び上告受理の申し立てについて 1件、合計8件と報告5件でございます。

主なものにつきましては、説明させていただきます。

まず、平成27年度補正予算の専決処分でございますが、一般会計につきまして地方 消費税交付金及び各種交付金の決定、担い手確保経営強化支援事業補助金の不採択によ り、3月31日付で予算の補正を行なったものでございます。

次に平成28年度補正予算の専決処分につきましては、熊本地震被災後の迅速かつ円滑な復旧・復興事業の実施を図るため、5月9日に主に災害廃棄物運搬処理等の応急復旧にかかわる経費、また国の災害査定前の着工が可能な農林水産施設及び公共土木施設の補助災害にかかわる本格復旧の経費もあわせて補正を行ないました。それから、先ほど申しました国の災害救助法及び災害者生活再建支援法の支援制度の対象とならない半壊及び一部損壊の住宅の復旧工事に対する被災住宅等復旧事業補助金、また農地災害復旧のうち国の補助採択にならない小規模な災害の復旧工事に対する、農地小規模災害復旧事業補助金など災害者支援のための経費について予算の補正を行なったところでございます。

また、6月1日より、熊本地震被災者支援課を設置をいたしましたが、熊本地震の発生により住家等が被災した市民に対する各種行政支援を、迅速かつ適正に実施するための予算計上を行なったところでございます。いずれも、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ないましたので、同条例の3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、上告の提起及び上告受理の申請についてですが、これは平成24年11月に指名競争入札の件で本市が訴訟を起こされた件に関しまして、第一審の熊本地方裁判所の判決で全面勝訴したにもかかわらず、第二審の高等裁判所におきまして一部敗訴の判決が下されましたので、第三審の最高裁判所に上告したく提案するものでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは副市長、総務部長から提案 理由の説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましては御審議をいただき、 いずれも原案どおり承認賜りますようお願い申し上げまして、召集のあいさつといたし ます。よろしくお願いいたします。

日程第4 市長提出議案上程(議第48号から議第55号まで)

〇議長(永野忠弘君) 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号平成27年度玉名市一般会計補

正予算(第7号)から議第55号固定資産評価員の選任についてまでの議案8件を一括 議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長(永野忠弘君) 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長(上嶋 晃君) おはようございます。

私のほうから、補正予算関係につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページを御覧ください。

議第48号、議第52号及び議第53号の専決処分事項3件の承認につきまして御説明を申し上げます。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

初めに、議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算(第7号)につきまして、御説明申し上げます。この補正予算は地方消費税交付金及び各種交付金の決定などによりまして補正を行なうとともに、担い手確保・経営強化支援事業の不採択に伴い、当該事業費について歳入歳出の減額補正を行なったものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,112万2,0 00円を減額し、総額を307億1,984万2,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、6款地方消費税交付金が3億3,220万1,000円の追加、15款県支出金は5億3,136万1,000円の減額で、担い手確保・経営強化支援事業補助金の減額でございます。18款繰入金は財政調整基金を4億380万8,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、6款農林水産業費は5億3,112万2,000円の減額で、担い手確保・経営強化支援事業補助金5億3,136万1,000円の減額が主な理由でございます。

第2表、繰越明許費補正につきましては、雪害対応産地再生緊急支援事業を追加し、 担い手確保・経営強化支援事業ほか1件の金額を変更するものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、小学校施設整備事業債ほか1件の限度額を変更 するものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、議第52号専決処分事項の承認について、専決第8号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)につきまして御説明を申し上げます。この補正予算は、4月14日及び16日に発生をしました熊本地震による被害に対し、迅速かつ円滑な復旧事業の実施を図るため5月9日付で予算の補正を行なったものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億4,308万7,000円を追加し、総額を334億9,342万5,000円とするものでございます。補正内容は、災害廃棄物運搬・処理等の応急復旧に係る経費、また国の災害査定前の着工が可能な農林水産施設及び公共土木施設の補助災害に係る本格復旧の経費もあわせて計上をいたしております。

主な歳入を申し上げますと、12款分担金及び負担金は3,117万5,000円の追加で、現年発生農業用施設災害復旧事業費分担金でございます。14款国庫支出金は7,850万1,000円の追加で、現年発生公共土木施設災害復旧事業費負担金、災害等廃棄物処理事業補助金などでございます。18款繰入金は財政調整基金を3億3,341万1,000円増額するものでございます。

次に歳出につきまして、2款総務費は40万円の追加、3款民生費は430万1,000円の追加で災害見舞金などでございます。4款衛生費は3,240万7,000円の追加で、災害廃棄物処理事業委託料でございます。8款土木費は、628万2,000円の追加で生活再建支援調査業務でございます。これは主に住家の被害認定調査業務委託料でございます。9款消防費は279万8,000円の追加で、消防団詰所の修繕に充てる補助金でございます。11款災害復旧費は3億9,689万9,000円の追加で、農地農業用施設、道路橋りょう施設及び社会体育施設等の災害復旧費でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

次に、議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号平成28年度玉名市一般 会計補正予算(第2号)につきまして御説明を申し上げます。

この補正予算も、熊本地震被災者を支援する事業に係る経費について早期の事業執行 を必要とするため、5月24日付で予算の補正を行なったものでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,111万1,00 0円を追加し、総額を336億8,453万6,000円とするものでございます。この 補正は、地震により住宅や農地に被害を受けた方を支援する経費を計上いたしておりま す。

主な歳入を申し上げますと、14款国庫支出金は3,607万5,000円の追加で、 被災住宅解体・処理事業補助金でございます。15款県支出金は5,760万円の追加 で、被災住宅応急修理事業補金でございます。18款繰入金は財政調整基金を9,74 3万6,000円増額するものでございます。 次に、歳出につきまして、3款民生費は1億8,111万1,000円の追加で、被災住宅等復旧事業補助金、被災住宅応急修理事業、被災住宅解体・処理事業に加え、6月1日から被災者支援のため新しく設置した熊本地震被災者支援課の事務費を計上いたしております。6款農林水産業費は1,000万円の追加で、農地小規模災害復旧事業補助金でございます。

以上、補正予算関係について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(永野忠弘君) 副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長(斉藤 誠君) おはようございます。

私のほうからは、専決処分しました条例案件3件及び議第54号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第49号専決処分事項の承認についてでございますが、これは地方税法等の一部を 改正する等の法律の公布に伴い、専決処分により玉名市税条例の一部改正を行ないまし たので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるも のでございます。

主な改正内容といたしましては、法人市民税につきましては地域間の税源の偏在性を 是正するため、法人税割の税率を12.1%から8.4%に引き下げるものでございます。 なお、改正後の税率は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税か ら適用するものでございます。

次に、軽自動車税につきましては、軽自動車の取得の際の取得価格を課税標準として 燃費基準値達成度等に応じて税率が区分される環境性能割を軽自動車税に創設し、現行 の軽自動車税を種別割とするものでございます。また、平成27年度に導入された燃費 性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例を、平成28年度に新たに取得した軽4輪 車等の新車に限り1年延長し、平成29年度分の軽自動車税について適用するものでご ざいます。なお、環境性能割については平成29年4月1日以後に取得された軽自動車 について適用するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第50号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号同様に地方税法等の一部を改正する等の法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、地方税法中固定資産税等の課税標準の特例の一部廃止 及び新設に係る改正に伴う規定の整備等を行なうものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行し、地方税法本 則中の改正に伴う改正規定は平成28年度以後の年度分から、地方税法附則中の改正に 伴う税制規定は平成29年度以後の年度分の都市計画税から適応するものでございます。 19ページをお願いいたします。

議第51号専決処分事項の承認についてでございますが、地方税法施例の一部を改正する政令の交付に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の改正で、基準課税額にかかわる課税限度額を現行52万円から54万円に、後期高齢者支援金と課税額にかかわる課税限度額を現行17万円から19万円にそれぞれ引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準額の改正で、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行26万円から26万5,000円に、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行47万円から48万円にそれぞれ引き上げ、中間所得層の負担軽減を図るものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行し、平成28年度 以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

23ページをお願いいたします。

議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについてでございますが、これは地方 自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、本市の区域内に本店を置く被上告人及び相手方が、公共工事の指名競争入札について平成21年10月以後、違法な指名回避を受けたとして本市に対して逸失利益相当額の損害等の賠償を求める訴えを熊本地方裁判所に提起し、被上告人及び相手方の請求を棄却する判決が言い渡されたため、これを不服として被上告人及び相手方が福岡高等裁判所に控訴していたものでありまして、本年5月19日に福岡高等裁判所の判決において、本市の主張の一部が認められなかったため、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申し立てを行なうものでございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきまして は所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただき ますようお願い申し上げます。

○議長(永野忠弘君) 市長 髙嵜哲哉君。

[市長 髙嵜哲哉君 登壇]

〇市長(高嵜哲哉君) 本議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明を申 し上げます。

議第55号固定資産評価員の選任についてでございますが、吉田東洋氏がその職を辞したため、後任に糸永安利氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

以上、1件の人事案件につきましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(永野忠弘君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告(5件)

○議長(永野忠弘君) 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第3号平成27年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、 ほか4件の報告があります。

総務部長、上嶋 晃君。

[総務部長 上嶋 晃君 登壇]

○総務部長(上嶋 晃君) ただいまから報告5件につきまして御説明を申し上げます。 初めに、報告第3号及び報告第4号の繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。

議案書26ページをお願いいたします。

一般会計は地方自治法施行令第146条第2項の規定、また水道事業会計は地方公営 企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

まず、報告第3号平成27年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。平成28年度への繰越事業としまして、総務費において2件、民生費において3件、農林水産業費において3件、商工費において2件、土木費において3件、教育費において2件、合計で15件の事業を繰り越したところでございます。

繰越総額は9億2,290万3,741円で、その財源内訳は一般財源4,075万3,334円、未収入特定財源のうち国庫支出金4億205万円、県支出金が1億622万5,407円、地方債が2億7,970万円でございます。

次に28ページをお願いいたします。

報告第4号平成27年度玉名市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。平成28年度への繰越事業としまして、水道事業が1件となっております。繰越額は1,753万6,000円、財源内訳としまして、損益勘定留保資金が1,753万6,000円となっております。内容としまして、国土交通省発注の橋りょう工事の影響を受け、中地区の管路工事において、不測の日数を要したため繰越したもの

でございます。

次に議案書の30ページをお願いいたします。

報告第5号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。別冊で一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書というのがあると思いますが、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、平成27年度事業報告書及び収支決算書中の3ページをお願いいたします。平成27年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を受託しました施設は、市民会館を初めとする5施設でございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。文化振興事業では「みんなで唄おう、忌野清志郎の魂(うた)を!!」のコンサートや、「第5回市民会館カラオケまつり~たまなの紅白歌合戦」を実施し、多くの方に「音楽の都玉名」をPRすることができました。

勤労福祉事業では、ヨガを初めとする13の定期講座及び洋菓子づくりを初めとする4つの短期講座の、合わせて17講座を実施しました。

4ページをお願いいたします。

平成27年度収支決算でございますが、経常収益計は8,178万5,593円、経常費用計は8,019万678円となっております。なお、収支差額159万4,915円につきましては、当期一般正味財産として積み立てることといたします。

次に、平成28年度事業計画書及び収支予算書中の1ページをお願いいたします。平成28年度の主な事業計画でございますが、文化振興事業としまして12月に「オレンジコンサート」を開催する予定でございます。県内を中心に活躍するデュオでバイオリンの岩男一弘さんとピアノの毛利真麻さんの公演となります。玉名市民音楽祭や成人式でもゲスト出演をされており、今回はベースや太鼓などの共演もある内容となっております。

2ページをお願いいたします。

次に、勤労福祉事業の勤労者体育センター事業においては、11月に健康親善ラージボール卓球大会を計画しております。今年で8回目の開催となり、市民に喜ばれる大会となっております。

3ページをお願いいたします。

平成28年度収支予算でございますが、経常収益計は7,740万9,000円で、その内訳として基本財産運用益が7,500円、事業収益が市から委託しております5施設の管理料収入並びに市民会館、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター及び弓道場の利用料収入として6,067万2,000円、玉名市からの補助金収入として1,519

万7,000円、雑収入として153万2,500円などとなっております。

続きまして経常費用計は7,740万円で、その内訳として事業費が6,135万6,687円、管理費が1,604万3,313円でございまして、当期経常増減額としては9,000円でございます。

以上が一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況の報告でございます。

続きまして、議案書の31ページをお願いいたします。

報告第6号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、これも前号同様、地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。 別冊で、有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書があると思いますが、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、平成27年度事業報告及び収支決算書中1ページをお願いいたします。

平成27年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を受託しました施設は玉名市ふるさとセンターY・BOXを初めとする3施設でございます。指定管理の対象施設の効果を最大限に発揮させるよう利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを偏ることなく提供するとともに、地域の産業振興の拠点となるよう努めたところでございます。

主な事業としましては、荒尾・玉名地域の直売所と連携し、スタンプラリーの開催、 熊本市のびぷれす広場での産直市、大牟田市銀座通り商店街で開催されている大牟田十 日市・二十日市への出店を通じて、周辺地域で生産される特産品の振興及びPR活動を 行なったところでございます。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

平成27年度の収入並びに支出決算でございますが、収入が1億4,991万3,977円、支出が1億4,908万142円で、当期損益は83万3,835円の利益となっております。

内容としましては、平成27年12月末の時点では前年度対比で約5%の収益増で推移しておりましたが、翌年1月下旬の大寒波を初めとする気候の影響もあり、主力商品であるイチゴの出荷量が大幅に減少したため、最終決算においては前年度対比ではほぼ横ばいとなったところでございます。

次に平成28年度事業計画及び収支予算書中1ページをお願いいたします。

平成28年度の事業計画でございますが、指定管理者の受託施設の事業計画書に基づ く事業展開を図るとともに、県内外の新たな各種物産イベントにも積極的に参加してい く予定でございます。

2ページ、失礼しました。収入支出予算でございますが、収入が1億5,200万7,000円、支出が1億5,144万4,000円で当期損益は56万3,000円を予定

しております。

以上が有限会社横島町特産物振興協会の経営状況の報告でございます。

議案書32ページお願いいたします。

報告第7号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の内容といたしましては、平成27年9月27日午後5時20分ごろ、市道立花北横内線において、相手方の子が運転する自転車が対向車を避けようとしたところ橋から転落し、自転車が破損したものでございます。相手方への損害賠償額といたしましては、市は70%に当たる1万4,350円を負担するものでございます。なお、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険より全額給付されております。

以上でございます。

○議長(**永野忠弘君**) 以上で報告の説明は終わりました。

議事の都合により、休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午後 1時52分 開議

○議長(永野忠弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議事の都合により、委員会付託の省略についてお諮りしたいと思います。

議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについて

議第55号固定資産評価員の選任について

以上議案2件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第54号及び議第55号の議案2件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、先に審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) 異議なしと認めます。

よって、議第54号及び議第55号の議案2件については、委員会付託を省略し、先に審議することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

議第54号及び議第55号の議案2件については、日程に従い、引き続き会議にて直

接審議を行ないます。

日程第7 市長提出議案審議(質疑・討論・採決)

○議長(永野忠弘君) 日程第7、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについて

以上議案1件を議題といたします。審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。 これより、質疑に入ります。議第54号について、質疑はありませんか。

はい、15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

〇15番(前田正治君) こんにちは。ただいまから質疑をいたします。

福岡高裁の判決文は先ほども配られましたけれども、私も見ました。そして、重要だなと思ったことがあります。市長も判決文を精査し、熟読されたことだと思いますので、市長にお聞きします。福岡高裁の判決を受けて上告することを決断した理由、それを示していただきたいと思います。

〇議長(永野忠弘君) 市長 髙嵜哲哉君。

[市長 髙嵜哲哉君 登壇]

〇市長(髙嵜哲哉君) 前田議員の質問にお答えをいたします。

今回上告した理由ということでありますけれども、第一審は全面勝訴ということでありました。第二審は一部敗訴ということでございますので、この日本の制度といたしまして地方裁・高裁・最高裁という3つの審査がございますので、やはり一審、二審の違いがあるということで三審までの最高裁に決定を委ねるということが最終的な結論ということで、決定をいたした次第でございます。

以上です。

○議長(永野忠弘君) ほかに質疑はありませんか。

15番 前田正治君。

○15番(前田正治君) 今の市長の答えは一審、二審、三審までに委ねるということでありました。私はですね、最高裁判決のポイント、これは2つあると思います。1つは内規の非公開は入札適正化法に違反していると。2つが内規の運用によって、経済性・価格の有利性が低下して内規の運用目的に反している、大きく言ってこのようなことが指摘されていると思います。高裁判決を不服として最高裁に審判を仰ぐのでありますから、断罪した高裁判決を覆す理由、すなわち高裁判決を覆す証拠が必要であります。ですから、内規の非公開は入札適正化法に違反していないという理由や、内規の運用によりその結果が内規の運用目的に反していないことを、この議会でしっかり説明することが必要であります。今の2点について、上告理由の説明を求めます。

〇議長(永野忠弘君) 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長(原口和義君) 前田議員の御質問でありますけれども、内規の非公開というような今お話がありましたけれども、先ほど全員協議会の中で申しましたとおり、内規については各部内・課内・係あたりの業務上の仕事のやり方についてということで内規を定めておりますので、これが非公開というのは正式なやつなのかどうかというのはわかりませんけれども、内規についてもその実情、状況いろんなところにいろんな状況によって変更はしていくというようなことは、先ほど説明をいたしたとおりです。あと、これを公表しなければいけないかどうかについてはですね、しっかりちょっと勉強をしたいというふうに思います。

それからもう1つは経済性の話をされましたけれども、当然、指名競争入札、入札についてはですね、経済性であったりいろんな指名審査等、委員会の中で指名の基準等がありますけれども、それに準じてですね、その都度やっているというふうなところで考えております。

以上です。

○議長(永野忠弘君) ほかに、質疑はありませんか。

はい、20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

〇20番(田畑久吉君) 田畑でございます。

福岡高裁の判決文についてどうこういうことじゃなくてですね、先ほど非公式の全員協議会の場で永野議長に質問いたしました。要するに、その福岡高裁に出すときの陳述書を自分が書いて出したということでございますけれども、やはりこの本会議を采配される永野議長がそこに座っておられますのは、やはりそれをこの場でやっぱり確認しておきたいと思いますので、永野議長、はっきりとお伝え願います。

〇議長(永野忠弘君) 何ば。

田畑議員、何をはっきりということでございますか。

- **〇20番(田畑久吉君)** 陳述書でかかわっとるか、かかわってないかということです ね、この場でお願いします。
- 〇議長(永野忠弘君) まあ、全員協議会で。
- 〇19番(中尾嘉男君) 休憩せ、休憩せ。
- ○9番(江田計司君) なん、休憩せんで言いなっせ、言いなっせ。
- ○15番(前田正治君) いやいや、休憩、休憩。
- **〇議長(永野忠弘君)** ではですね、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時17分 開議

○議長(永野忠弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの田畑議員の質問は、議題外に渡っており、質疑の範囲を超えております。 議題について質疑をお願いします。

ほかに、質疑は。

はい、20番 田畑久吉君。

- **〇9番(江田計司君)** また、暫時休憩なるか。
- ○19番(中尾嘉男君) 暫時休憩。ほう、休憩、休憩。
- ○20番(田畑久吉君) 暫時休憩で退屈はしませんけれども、全員協議会の場で永野議長ははっきりと自分がかかわっていたことを公言されました。しかし、ここでその質疑が、議会の質疑があっていないということでございますので、それで執行部にですね、その資料をその場において開示してもらいたいと思います。どういうことかと言いますと、最高裁に対して福岡高裁に対して陳述書を出しておられるその資料があるはずですから、資料をもしお持ちであればそれを開示してください。お願いします。
- 〇議長(永野忠弘君) 企画経営部長 原口和義君。
- ○企画経営部長(原口和義君) 今の御質問でございますけれども、この場で開示というふうな話ですけれども、存在そのものについてはここでお話かと思いますけれども、相手方の弁護士さんから裁判所に出されている文書、陳述書でございますけれども、それについては、福岡高等裁判所のほうから、玉名市の代理人の弁護士のほうにすべて提出書類というのは発送をしてまいります。その陳述書についてはございますけれども、開示の方法についてはどういった方法があるのか、私はわかりませんので議会の運営のほうにお任せしたいと思います。
- **〇20番(田畑久吉君)** 議会の公の場やから堂々と開示してもいいと思うけどな。
- **○企画経営部長(原口和義君)** 済みません。議会の事務局のほうに回します。
- ○議長(永野忠弘君) 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時45分 開議

○議長(永野忠弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画経営部長 原口 和義君。

○企画経営部長(原口和義君) 先ほどの田畑議員の質問で、陳述書の存在についての質問でしたけれども、それについては存在するということだけをここでお答えしたいというふうに思います。

以上です。

○議長(永野忠弘君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

15番 前田正治君。

[15番 前田正治君 登壇]

〇15番(前田正治君) 日本共産党の前田正治です。

私は議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについて、反対をいたします。

福岡高裁の判決には2つのポイントがあると思います。1つ、玉名市は地元業者優先を改める運用、校区に有資格の業者が1者の場合、指名しないことについては指名審査会内規を運用したと主張するが、これは運用基準の公開を発注者の法的義務として規定している入札適正化法の趣旨に違反している。2、被告が地元業者排除基準の合理性として主張する競争性の確保は、経済性・価格の有利性の確保を目的とする。しかし、そのことが達成されたことを認めるべき証拠はない。排除することによって数値的には経済性・価格の有利性が低下している。つまり、排除することによって落札率が高どまりして、経済性確保の効果は出ていないとしております。最高裁に上告するのであれば、以上のような高裁判決を覆す合理的な法的根拠、その証拠を示す必要があります。上告を決断したということは、当然そのようなことが検討された結果の上告であると判断いたします。ところが先ほど上告理由を質疑しましたが、1、内規の問題、2、経済性の問題、それぞれについて答弁がありました。これから勉強しますなど、高裁判決を覆す理由とはとても思えません。これでは議会への上告に至る説明責任、市民への説明責任を十分果たしているとは言えません。したがって、私は議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについて反対をいたします。

〇議長(永野忠弘君) 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

〇13番(福嶋譲治君) 無会派の福嶋です。

私も議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについて、反対の立場で討論いた します。

熊本地裁での最初の判決を受けて上告されたわけですけれども、その福岡高裁においてその判決を精査された結果、今度はその新しい判決が出ております。この判決については、先ほど全員協議会でも話があったとおりであります。市長、一部見直されたということだったんですけれども、結果的には全面的な敗訴という形であります。裁判の相手方も市民の一人でありまして、今までも十分社会に貢献されてきている方だし、今も

そうだと思います。相手方はもう倒産されております。そういう中で今回の判決の書類を読んでみますと、玉名市のこの内規について非常に疑問視しております。本当に内規がずっとあったのか。この判決文の中で地元業者排除基準というか、指名審査の内規というのを、ここでは本件内規と。この本件に対してできているのではないかというような、個別の内規というような疑問も書いてあります。それと、先ほど前田議員もおっしゃいました公開の原則を逸脱しておりまして、社会通念上著しく妥当性を欠くものと言わざるを得ない。こういった判決を受けた中で、まあ、るる書いてあるわけで、いろんなことが書いてあるわけですけれども、まずこの内規がそういった今度のために作ってあるような内規じゃないかという疑問が書いてあるわけですね。

それからここでまた上告いたしますと、非常にまた裁判費用もかかります。私はそういった意味でもうきちっと支払って、この判決に従って、粛々とこの裁判の結果を受け入れたほうがいいと思いますので、上告について反対いたします。

上記公表義務に反し、公正性及び透明化確保の要請にも違背するとはっきり書いてあります。その辺は真摯に受けとめるべきだと考えております。

私は、その議第54号に対して反対の立場です。終わります。

〇議長(永野忠弘君) 9番 江田計司君。

「9番 江田計司君 登壇〕

〇9番(江田計司君) こんにちは。9番、無会派の江田です。

私は、議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについて、反対の討論をいたします。

この件については、先ほどからいろいろ言われているとおりですが、熊本地裁の判決を不服として福岡高裁に上告した結果、玉名市が敗訴したために、今度は玉名市が上告をするということですが、何で玉名市が敗訴したのか、相手方の話を聞けば熊本地裁の場合は玉名市側の一方的な説明だけであったようで、相手方の意見は全然聞き入れなかったために、それが不服で上告したとのことです。福岡高裁では相手方が何回も意見を述べた結果が福岡高裁で認められたのではないでしょうか。これは恐らく皆さんに配られたその判決文にいろいろ書いてあります。福岡高裁での判断は、工事の指名を排除したのは裁量権を逸脱、又は乱用したものであり、髙嵜市長には少なくとも過失による違法行為があったと判断をされております。はっきりこう書いてありますね。そして、先ほどもありましたけれども、内規についてもあとで作られ、公表もされてない。このようなことは世間の人が知ったら玉名市の恥ではないでしょうか。相手方は玉名市を相手に裁判を起こしている。すなわち我々議会も同様なんですよ。きのうから始まりました東京都議会。今ですね、テレビいろいろ全国的で舛添知事の問題がいろいろあっております。この都議会の対応が注目をされております。ある評論家は、議会というのは与

党・野党もないと。オール野党でなくてはならないとも言っておられます。熊本地震で 今は一番大変なときです。そのことを理由に上告を断念するのも一つの方法ではないで しょうか。そんなことをだれも進言はしなかったですか。この上告の最高裁の結果次第 では、玉名市そしてその上告を認めたら、議会も全国から笑いものになるんじゃないで しょうかね。福岡高裁の判決をよく読んで、皆さまのいい判断をお願いしたいと思いま す。

以上のことで、私は、この議第54号については反対をいたします。以上です。

- **○議長(永野忠弘君)** 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。
 - 23番 吉田喜德議員。

[23番 吉田喜德議君 登壇]

○23番(吉田喜徳君) 民事はもとより、よりデリケートであります。もとより我が国は三権分立、法治国家として法のもとの平等であります。地裁は地域に密着した裁判ではないかと、私は思います。地裁では全面勝訴、市側が。高裁で市側は上告の専門家・弁護士に相談した上でいわゆる最高裁に上告したと、私は確信しております。それであれば、納得がいかない、納得がいかないならば最終的に最高裁で決着することが妥当ではないかと思う次第であります。地裁を支持する市民も多数おられるんじゃないかと思いますが、ここで高等裁判所の判定をのんで上告しなければ、その方たちに対する、市民に対する説明がいかがなものかと思うわけであります。したがいまして、そのためにも最高裁で決着してすっきりしようではありませんか。勝ち負けは別として。そして議会と執行部、一丸となって市民のために前進しようではありませんか。

以上であります。

- ○議長(永野忠弘君) ほかに、討論ありませんか。
 - 11番 横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

〇11番(横手良弘君) お疲れさまです。もう、どうしようかなと思っておりましたけれども、いろんな御意見がある中で一言だけ述べさせてもらいたいと思います。

私は、議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについてということで、賛成の 立場から御意見をさせてもらいます。

先ほど来からいろんなお話があっている中で、本当に今熊本の地震の中でですね、こういう過度の時間を使っていいのかなというのも自分の中にありますけれども、一言だけお願いいたします。

日本の裁判の判例を見ますと、今いろんな、日本全国いろんな場所で裁判があっておりますけれども、民事事件・刑事事件それぞれの中でやはりいろんな判例をもとにです

ね、いろんなその後の結果があっておると、私は思っております。そういった中で、今 熊本地裁そして福岡の高裁ということで、全面勝訴ですね、それに一部敗訴というよう な形で、今、一審・二審で取られております。ですから、私はやはり最高裁の第三審ま でいくのが筋ではないかと思います。やはり、先ほどある議員からお話がありましたよ うに、私、玉名市に訴えがあっているわけですね。我々議員も、その訴えられている一 員ではないかなと、私は思います。そういったことを考えたときにですね、やはりちゃ んとした判決を望むのが議員としての建前かと思っております。だから私は、議第54 号に関しましてはですね、上告をすることに賛成の立場から意見を述べさせていただき ました。

以上です。

○議長(永野忠弘君) ほかに、討論はございませんか。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番(田畑久吉君) 議第54号の最高裁への上告の提案についてですね、私はまず最初にこの議案に対して反対するにはどういう理論、結論が必要かということを考えました。しかしながら、その結論づけがなかなか出てこないんですよ。理論も出てこない、結論も出てこない。その反面、賛成する場合はどういう理論づけでなるかと、ちょっと考えますとですね、頭の中に幾つも浮かんでくるわけですね。そうしてこれは地方の熊本地裁、福岡の高裁、それぞれの判断は違います。違って当たり前と思うんですね、地裁と高裁。これを仰ぐのはやはり最高裁の場しかないわけですよ。これを中途半端で終わらせたら、市も我々議員も市民に対しても、これは申しわけないと。はっきりした最高裁でその判断を仰ぐのが上等手段で常識の範囲じゃないかと、そういう思いで私は最高裁の上告を賛成の立場でおります。そして先ほど、どなたか議員が言われましたようにきちっと判断を仰いで、市・市民・議会一体となって玉名の発展のためにみんなが努力していくのが、私たちの姿だと私は思って、賛成の立場で討論いたします。

どうも、ありがとうございました。

○議長(永野忠弘君) ほかに討論はありませんか。

これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議第54号上告の提起及び上告受理の申し立てについて、本案は起立表決により採決いたします。

議第54号については、可決することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(永野忠弘君) 起立多数であります。よって、議第54号については可決いた

しました。

日程第8 市長提出議案審議(質疑·討論·採決)

○議長(永野忠弘君) 日程第8、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第55号固定資産評価員の選任について、以上議案1件を議題といたします。審議の方法は、質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議第55号について質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永野忠弘君) 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。議第55号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永野忠弘君) 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。議第55号固定資産評価員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永野忠弘君) 異議なしと認めます。

よって、議第55号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第9 議案の委員会付託

○議長(永野忠弘君) 日程第9、「議案の委員会付託」を行ないます。

議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号平成27年度玉名市一般会計補 正予算(第7号)から、議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号平成28 年度玉名市一般会計補正予算(第2号)までの市長提出議案6件を一括議題といたしま す。

ただいま議題となっております議案につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

議第48号 専決処分事項の承認について 専決第3号

平成27年度玉名市一般会計補正予算(第7号)

(総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第3表地方債補正 変 更) 議第49号 専決処分事項の承認について 専決第4号 玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第50号 専決処分事項の承認について 専決第5号 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

議第52号 専決処分事項の承認について 専決第8号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)

(総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、④衛生費、⑨消防費、⑪災害復旧費6項その他 公共施設・公用施設災害復旧費中1目庁舎等災害復旧費)

議第53号 専決処分事項の承認について 専決第9号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号) (総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部)

建設経済委員会

議第48号 専決処分事項の承認について 専決第3号 平成27年度玉名市一般会計補正予算(第7号)

> (第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費・第2表繰越明 許費補正 追加、変更)

議第52号 専決処分事項の承認について 専決第8号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)

> (第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑧土木費、⑪災害復旧費2項農 林水産施設災害復旧費4項公共土木施設災害復旧費6項その他公共施 設・公用施設災害復旧費中4目商工観光施設災害復旧費)

議第53号 専決処分事項の承認について 専決第9号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号) (第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費)

文教厚生委員会

議第51号 専決処分事項の承認について 専決第6号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第52号 専決処分事項の承認について 専決第8号

平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)

(第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、⑪災害復旧費1項厚 生労働施設災害復旧費5項文教施設災害復旧費)

議第53号 専決処分事項の承認について 専決第9号 平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号) (第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費)

○議長(永野忠弘君) 各委員会におかれましては、直ちに審査をお願いします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。委員会審査のため、休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時55分 開議

○議長(永野忠弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、各委員長から閉会中の継続審査について申し出がありました。よって、この際、日程第10、「閉会中の継続審査」の件を日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永野忠弘君) 異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第10 閉会中の継続審査の件について

○議長(永野忠弘君) 日程第10、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務委員長より、目下総務委員会において審査中の議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算(第7号)中付託分、議第49号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議第50号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号専決処分事項の承認について、専決第8号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)中付託分、議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号)中付託分、以上の議案について、

建設経済委員長より、目下建設経済委員会において審査中の議第48号専決処分事項の承認について、専決第3号平成27年度玉名市一般会計補正予算(第7号)中付託分、議第52号専決処分事項の承認について、専決第8号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)中付託分、議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号)中付託分、以上の議案について、

文教厚生委員長より、目下文教厚生委員会において審査中の議第51号専決処分事項

の承認について、専決第6号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号専決処分事項の承認について、専決第8号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第1号)中付託分、議第53号専決処分事項の承認について、専決第9号平成28年度玉名市一般会計補正予算(第2号)中付託分、以上の議案について、

会議規則111条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(永野忠弘君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。 これにて本会議を閉じ、平成28年第2回玉名市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 永 野 忠 弘

玉名市議会議員 西川裕文

玉名市議会議員 嶋 村 徹

玉 名 市 議 会 会 議 録 平成 2 8 年第 2 回臨時会

発行人玉名市議会議長永野忠弘編集人玉名市議会事務局長堀内政信作成株式会社アクセス

電 話(096)372-1010

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地 電 話(0968)75-1155